

協 議 第 20 号 関 係 資 料 （協議項目 24-9- ）

○単独土地改良事業負担金

市町村名	伊 那 市	高 遠 町	長 谷 村
制度の概要	各地区からの農業用施設（用排水路、農道）の改修、改良、新設要望に対して行う工事及び補助		
助成対象者	施設を管理する行政区、土地改良区	施設を管理する行政区、土地改良区	施設を管理する行政区
負担金関係	・農業用道路工事 ・農業用水路、排水路工事及びため池工事 ・1団地50アール未満のほ場整備工事 ・農業用道路に係る橋梁工事 以上について、事業費（工事費及び事務費を含む）の20％ ・災害復旧工事又は災害応急対策工事 事業費の10％		土地改良関係工事 ・補助事業関連の単独土地改良事業 事業費の10％ ・非補助土地改良事業 事業費の100％